

ナラシ対策の運用見直しに関するQ&A

－ 目次 －

1 全般	3
① 今般の運用見直しの目的・ねらいは何か。	3
② 今般の見直しにより、ナラシ対策の対象者が限定されることになるのか。	3
③ 今般の運用見直しにより、農業者等の関係者の負担が増加するのではないか。	3
④ 本Q&Aの随所に「当面の間」と記載されているが、いつまでのことか。将来方針の変更があり得るのか。	4
2 加入申請関係	4
(1) 集出荷業者(農協等)への出荷・販売関係	4
① 農協等との出荷契約には何が含まれている必要はあるか。価格に関する取決めも必要か。	4
② なぜ出荷・販売契約数量等報告書に契約書の写しを添付しなければならないのか。農協等が各農業者との出荷契約を取りまとめ一覧表にして再生協等に提出した場合も、契約書の写しを添付する必要はあるか。	4
②更 農協等が提出する各農業者との出荷契約を取りまとめた一覧表について、ナラシ加入者以外の分が載っていても構わないか。	5
③ 農協等とは委託販売ではなく買取りだが、それでも加入申請まで(6月末まで)に契約を結ぶ必要はあるか。	5
(2) 実需者等(小売、外食等)への直接販売関係	5
① 実需者等への販売計画数量を報告するに当たり、確認書類を用意する必要があるか。実需者等と事前契約を結んでいる場合は、出荷・販売契約数量等報告書に契約書の写しを添付する必要はあるか。	5
② 直売所での店頭販売の場合、報告書の販売先は「④その他(直売所)」としてよい。	5
③ 卸売業者に販売し、最終的に外食店で消費される場合、報告書の販売先は「①卸・小売」か「②中食・外食」のどちらを選ぶべきか。	6
④ 通販で、販売先に消費者と業者(外食店)が混ざっていて仕分けるのが煩雑(ほ	

ぼ不可能)だがどのように記載すればよいか。.....	6
⑤ 前年実績について、販売契約書の写し等の証拠書類を提出する必要があるか。..	6
⑥ 前年実績について、販売先ごとに kg 単位まで仕分けるのは煩雑(ほぼ不可能) だがどのように記載したらよいか。全体数量のみの記載でもよいか。.....	6
⑦ 経営規模拡大や販売方針の転換等により、計画数量が前年実績を大きく上回る が問題ないか。.....	6
3 交付申請関係	7
(1)集出荷業者(農協等)への出荷・販売関係	7
① 実際の出荷数量が契約数量を下回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるの か。.....	7
② 実際の出荷数量が契約数量を上回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるの か。.....	7
②更 数量の上乗せ更新とはどういうことか。.....	7
③ 契約数量更新が確認できる書類は、出荷伝票や仕切り書でもよいか。.....	8
④ なぜ契約数量更新に係る変更契約書の写しを提出しなければならないのか。農 協等が負う契約変更の事務負担(書面通知等)を軽減できないか。.....	8
⑤ 当初の出荷契約において、契約数量を上回った分も農協等が引き取ることがで きる旨規定されている場合、契約数量更新に係る変更契約書の写しを提出する必 要はあるか。出荷伝票の提出でもよいか。.....	8
⑥ 他の集出荷業者に出荷する予定だった分を出荷してもナラシ補てんの対象とな るか。.....	9
⑦ 加入申請まで(6月末まで)に農協等と契約がなかったとしても、その後契約を結 んで出荷すればナラシ補てんの対象となるか。.....	9
(2) 実需者等(小売、外食等)への直接販売関係	10
① 実際の販売数量が販売計画数量を下回った場合、ナラシの補てん対象はどうな るのか。.....	10
② 実際の販売数量が当初の計画数量を上回った場合、ナラシの補てん対象はどう なるのか。.....	10
③ 別の仕向け先に直接販売する予定だった分を販売してもナラシの補てん対象と なるか。.....	10
④ 加入申請時に、ある販売先区分(②中食・外食等)への販売計画がなかった場 合、その区分に実際に販売した分はナラシの補てん対象となるか。.....	10

1 全般

① 今般の運用見直しの目的・ねらいは何か。

(答)

- ・ 主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、需給と価格の安定を図っていくためには農業者自らの経営判断による需要に応じた生産・販売を着実に推進していくことが重要です。

ナラシ対策においても、需要に応じた米生産を後押しする観点から、具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産された主食用米を、農業収入が減少した場合の補てん対象とすることとします。

② 今般の見直しにより、ナラシ対策の対象者が限定されることになるのか。

(答)

- ・ 今般のナラシ対策の運用見直しは、需要に応じた米生産を後押しする観点から、具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産された主食用米をナラシ対策の補てん対象とするというものであり、ナラシ対策の対象者(認定農業者、集落営農及び認定新規就農者)の範囲に変更はありません。
- ・ ナラシ対策に加入する担い手のほとんどは、需要に応じた米生産を現に行っていると考えられますが、仮に、具体的な出荷・販売予定がないまま生産された米穀がある場合、その米穀はナラシ対策の補てん対象から外れることになります。

③ 今般の運用見直しにより、農業者等の関係者の負担が増加するのではないか。

(答)

- ・ 今般の運用見直しにより、ナラシ対策に加入する農業者は、加入申請まで(6月末まで)に、① 農協等の集出荷業者への出荷・販売分については出荷・販売契約の締結を、② それ以外の実需者等への直接販売分については販売計画の作成を行った上で、加入申請時に「出荷・販売契約数量等報告書」を提出することが必要となります。併せて、「報告書」の内容確認に要する期間等を確保するため、積立金の納付期限を1月遅らせ、8月31日までとします。
- ・ 今後の運用に当たっては、農業者をはじめとする関係者に対して過度の負担とならないよう実施していく考えです。

④ 本Q&Aの随所に「当面の間」と記載されているが、いつまでのことか。将来方針の変更があり得るのか。

(答)

- ・ R4年産については今回整理した方針で運用することとし、ナラシ対策加入者から提出されるデータ等の収集・分析等を通じて実態把握を行いながら、需要に応じた米生産の推進に資するよう、更なる見直しの必要性についても検討していきたいと考えています。

なお、運用変更による影響が大きい事項については、適用までに十分な期間を設けることが適当だと考えます。

2 加入申請関係

(1) 集出荷業者(農協等)への出荷・販売関係

① 農協等との出荷契約には何が含まれている必要はあるか。価格に関する取決めも必要か。

(答)

- ・ 農協等との集出荷業者との契約には、当年産の主食用米について、品種銘柄ごとに委託(出荷)又は買取り(販売)の数量が定められていれば十分です。価格に関する取決めが含まれていなくても構いません。

② なぜ出荷・販売契約数量等報告書に契約書の写しを添付しなければならないのか。農協等が各農業者との出荷契約を取りまとめ一覧表にして再生協等に提出した場合も、契約書の写しを添付する必要があるか。

(答)

- ・ 「出荷・販売契約数量等報告書」の提出時に農協等の集出荷業者との契約書の写し等の添付を求める理由は、契約締結の有無や「報告書」に記載された契約数量の確認に必要であるためです。

ただし、集出荷業者が、加入申請までに契約を結んだ各農業者の当該契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)を一覧にまとめて証明する場合は、この証明書をもって契約書の写し等の代わりとすることができるとします。(なお、この場合でも各農業者は「報告書」を提出する必要があります。)

②更 農協等が提出する各農業者との出荷契約を取りまとめた一覧表について、ナラシ加入者以外の分が載っていても構わないか。

(答)

- ・ 農協等の集出荷業者が提出する契約数量に関する証明書について、ナラシ対策加入者の契約数量が特定できれば、それ以外の者の契約数量が含まれていても構いません。同様に、収入保険に加入する構成員を含む集落営農を含む場合も、収入保険加入者分を除いた契約数量が特定できれば結構です。

③ 農協等とは委託販売ではなく買取りだが、それでも加入申請まで(6月末まで)に契約を結ぶ必要はあるか。

(答)

- ・ 農協等の集出荷業者への出荷・販売分については、委託(出荷)か買取り(販売)かにかかわらず、加入申請までに出荷・販売契約を結ぶ必要があります。
(加入申請時に「出荷・販売契約数量等報告書」に契約数量を記載し、確認書類として契約書の写し等を添付してください。)

(2) 実需者等(小売、外食等)への直接販売関係

① 実需者等への販売計画数量を報告するに当たり、確認書類を用意する必要があるか。実需者等と事前契約を結んでいる場合は、出荷・販売契約数量等報告書に契約書の写しを添付する必要があるか。

(答)

- ・ 小売、外食といった実需者等への直接販売分は、前年産の販売実績等に基づいて農業者が販売計画を立てることとしており、契約書の写し等の確認書類の提出は不要です。
- ・ なお、このことは、農業者と実需者等との間で事前契約が結ばれることを妨げるものではありません。また、需要に応じた米生産の観点からは、実需者等への直接販売分についても、事前契約に基づく計画的な米生産は望ましいと考えます。

② 直売所での店頭販売の場合、報告書の販売先は「④その他(直売所)」としてよい。

(答)

- ・ 販売先の区分は、農業者から見た1次販売先を選択して記載します。直売所が買い取っているならば「①」(卸・小売)を、直売所は棚の提供のみで消費者へ直接販売するのであれば「③」(消費者)となります。

③ 卸売業者に販売し、最終的に外食店で消費される場合、報告書の販売先は「①卸・小売」か「②中食・外食」のどちらを選ぶべきか。

(答)

- ・ 販売先の区分は、農業者から見た1次販売先を選択して記載します。
(本事例の場合は、「①」(卸・小売)を選んでください。)

④ 通販で、販売先に消費者と業者(外食店)が混ざっていて仕分けるのが煩雑(ほぼ不可能)だがどのように記載すればよいか。

(答)

- ・ 販売先の仕分けが難しい場合は、「④(通販)」としてまとめて記載しても構いません。

⑤ 前年実績について、販売契約書の写し等の証拠書類を提出する必要があるか。

(答)

- ・ 前年産の販売実績について、契約書の写し等の確認書類の提出は不要です。

⑥ 前年実績について、販売先ごとに kg 単位まで仕分けるのは煩雑(ほぼ不可能)だがどのように記載したらよいか。全体数量のみの記載でもよいか。

(答)

- ・ 前年産の販売実績について、販売先の区分の仕分けが難しい場合、見直し初年度(R4)については、全体数量の記載のみでも構いません。
(次年度(R5)以降の申請に備えて、R4年産分からは販売先の区分ごとに整理・把握してください。)

⑦ 経営規模拡大や販売方針の転換等により、計画数量が前年実績を大きく上回るが問題ないか。

(答)

- ・ 販売計画数量が前年産の販売実績を上回っても差し支えありませんが、必要に応じて事情をお聞きすることがあります。

3 交付申請関係

(1) 集出荷業者(農協等)への出荷・販売関係

① 実際の出荷数量が契約数量を下回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。

(答)

- ・ 農協等の集出荷業者ごとに、実際の出荷販売数量が加入申請までに結ばれた契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)を下回った場合、実際の出荷・販売数量が補てん対象である生産実績数量となります。

② 実際の出荷数量が契約数量を上回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。

(答)

- ・ 農協等の集出荷業者ごとに、実際の取引数量が加入申請までに結ばれた契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)を上回った場合、原則、当該契約数量が補てん対象である生産実績数量となります。

ただし、契約者間で契約数量の上乗せ更新に係る取決めに結ばれた場合であって、その取決め内容が書面により確認できる場合は、実際の出荷・販売数量又は更新後の契約数量のいずれか少ない方が生産実績数量となります。(交付申請書とともに、変更契約書の写し等を提出してください。)

- ・ なお、契約数量を上乗せ更新する場合、当然ながら、農協等の集出荷業者において更新前の契約数量を上回る分についても需要に応じて出荷・販売されることが基本であり、常に契約数量の上乗せが可能になるとは限らないことに留意が必要です。

②更 数量の上乗せ更新とはどういうことか。

(答)

- ・ 生産年の翌年3月末までに、加入申請までに結ばれた農協等の集出荷業者との契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)を上回って当該集出荷業者に出荷・販売される米穀の全部又は一部についても、契約数量の範囲内のものと不可分であると当該集出荷業者が認め、契約数量を更新する契約変更のことを指します。

(出荷・販売に当たっての価格、手数料その他の条件が数量更新前の契約分と同一であると確認できないものについては、契約数量の上乗せ更新の対象外であると見なします。)

③ 契約数量更新が確認できる書類は、出荷伝票や仕切り書でもよいか。

(答)

- ・ 契約数量の上乗せ更新に係る取決め内容が確認できる書面について、種類・様式は問いません。

(農協等の集出荷業者が数量更新前の契約分(と不可分)であると認める等の記載があれば、出荷伝票や仕切り書でも構いませんが、出荷・販売された数量の記載のみでは、上乗せ更新に係る取決めの有無や上乗せ更新後の契約数量が確認できないため不十分と考えます。)

④ なぜ契約数量更新に係る変更契約書の写しを提出しなければならないのか。農協等が負う契約変更の事務負担(書面通知等)を軽減できないか。

(答)

- ・ 交付申請時に契約数量の上乗せ更新に係る変更契約書の写し等の提出も求める理由は、上乗せ更新に係る取決めの有無や上乗せ更新後の契約数量の確認に必要であるためです。

ただし、農協等の集出荷業者が、加入申請までに契約を結んだ各農業者について、当該契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)等に加えて、契約数量を上乗せ更新した者について更新後の契約数量も一覧にまとめて証明する場合は、この証明書をもって契約数量更新に係る変更契約書の写し等の代わりとすることができることとします。(集出荷業者から証明書が提出されれば、各農業者が確認書類として契約数量更新に係る取決めの書面を提出する必要はありません。契約内容等に疑義がある場合、提出元の集出荷業者に問い合わせることがあります。)

⑤ 当初の出荷契約において、契約数量を上回った分も農協等が引き取ることができる旨規定されている場合、契約数量更新に係る変更契約書の写しを提出する必要はあるか。出荷伝票の提出でもよいか。

(答)

- ・ 加入申請までに結ばれた農協等の集出荷業者との契約において、「当該契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)を上回って当該集出荷業者に出荷・販売される米穀についても、(当該集出荷業者が認めた場合、)契約分と同様に取り扱われ得る」旨定められていたとしても、この規定のみでは、実際に数量上乗せ更新に係る取決めが結ばれたのか、また、上乗せ更新後の契約数量がいくらなのか確認できません。このため、原則として、契約数量の上乗せ更新に係る取決め内容が確認でき

る書面又は集出荷業者から提出される契約数量を上乗せ更新した農業者の更新後の契約数量等に関する証明書が必要となります。

ただし、見直し初年度(R4)以降当面の間は、生産年の翌年3月末までに集出荷業者に出荷・販売される米について、契約数量超過分も出荷・販売に当たっての価格、手数料その他の条件が契約数量の範囲内のものと同一であることが、当該集出荷業者が別途提出する書面により確認できるときは、契約数量を上回って出荷・販売された全量が契約数量の上乗せ更新の対象であると見なし、出荷・販売伝票のみで更新後の契約数量(＝実際の出荷・販売数量)を確認することとします。

⑥ 他の集出荷業者に出荷する予定だった分を出荷してもナラシ補てんの対象となるか。

(答)

- ・ 見直し初年度(R4)以降当面の間は、他の集出荷業者への出荷・販売数量が契約数量に達しているかどうかにかかわらず、実際の出荷・販売数量又は(更新後の)契約数量のいずれか少ない方を補てん対象である生産実績数量とします。
- ・ なお、契約の不履行は、農業者の責めに帰さない事由(収量減少等)による場合を除き、需要に応じた米生産を後押しするという今般の運用見直しの目的に反し、安定的な米取引を阻害するおそれがあります。他の集出荷業者への出荷・販売数量が契約数量を下回っている場合などには、必要に応じて事情をお聞きすることがあります。

⑦ 加入申請まで(6月末まで)に農協等と契約がなかったとしても、その後契約を結んで出荷すればナラシ補てんの対象となるか。

(答)

- ・ 加入申請までに委託(出荷)又は買取り(販売)の数量を定めた契約を結んでいなかった農協等の集出荷業者との新たな契約は、契約数量の上乗せ更新に係る取決めに該当するとは言い難いため、当該集出荷業者への出荷・販売分は補てん対象とはなりません。

(加入申請までに契約を結んでいなかった農業者は、集出荷業者が一覧にまとめて提出する証明書にも基本的には掲載されません。)

(2) 実需者等(小売、外食等)への直接販売関係

① 実際の販売数量が販売計画数量を下回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。

(答)

- ・ 加入申請時の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象である生産実績数量となります。なお、翌年産の加入申請時に、その年の計画数量が(翌年から見た)前年実績と大きく異なる場合などには、必要に応じて事情をお聞きすることがあります。

② 実際の販売数量が当初の計画数量を上回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。

(答)

- ・ 加入申請時の計画数量の水準にかかわらず、小売、外食といった実需者等が買い取ったのであれば実需と結びついていると言えるため、実際の販売数量が補てん対象である生産実績数量となります。

③ 別の仕向け先に直接販売する予定だった分を販売してもナラシの補てん対象となるか。

(答)

- ・ 見直し初年度(R4)以降当面の間は、別の販売先区分への直接販売数量が計画数量に達しているかどうかにかかわらず、実際の販売数量を補てん対象である生産実績数量とします。

④ 加入申請時に、ある販売先区分(②中食・外食等)への販売計画がなかった場合、その区分に実際に販売した分はナラシの補てん対象となるか。

(答)

- ・ 見直し初年度(R4)以降当面の間は、加入申請時に直接販売する計画がなかった販売先区分についても、実需者等が買い取ったのであれば実需と結びついていると見なし、実際の販売数量を補てん対象である生産実績数量とします。